

地域支援訪問事業（生活支援サービス）重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 事業者概要

事業者名称	社会福祉法人 観音寺市社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	観音寺市坂本町一丁目1番6号
代表者（職名・氏名）	会長 佐伯 明浩
設立年月日	平成17年10月11日
電話番号	0875-25-7773（代）
ファクシミリ番号	0875-25-7736
ホームページアドレス	kansyakyo@diary.ocn.ne.jp

2 事業所の概要

事業所の名称	社会福祉法人観音寺市社会福祉協議会
サービスの種類	地域支援訪問（訪問型B）
事業所の所在地	観音寺市坂本町一丁目1番6号
電話番号	0875-57-6016
ファクシミリ番号	0875-25-7790
管理者の氏名	事務局長 田中 靖
通常の実施地域	観音寺市内

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	利用者が可能な限り、居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、訪問型サービスのうちボランティアによるサービスを提供します。
運営の方針	利用者の心身の状況や家庭環境等をふまえ、介護保険法その他関係法令等の定めに基づき、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため適切なサービスの提供に努めます。

4 提供するサービスの内容

掃除、買い物、ゴミ出しなどの生活援助を行います。

サービスの利用は1週間に1回で、サービス提供時間はおおむね60分以内です。

(1) 掃除

居室、トイレ、浴室の掃除をします。

(2) 買い物

食料品及び日用品の買物代行で、利用店舗は2店舗までです。

原則は買い物リストに従って買物代行しますが、品切れの時は、事前に代替品の申し出がある場合のみ対応します。

現金での利用とします。

※ 利用者は車への同乗はできません。

(3) ゴミ出し

ゴミの分別をして整理します。

ゴミを地域の収集場、または市生活環境課清掃センターへ出します。

※ 粗大ゴミは除きます。

5 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、年末年始（12月29日～1月3日）を除く
営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで
提供時間	午前8時00分から午後5時15分まで

6 利用料と支払い方法

サービスの利用料は1回300円です。

毎回サービス終了時に現金でお支払いください。

7 キャンセル

利用者がサービスの利用を中止する際には、速やかに下記の連絡先にご連絡ください。

訪問時間までに利用中止の連絡がない場合は、キャンセル料300円を申し受けます。

（連絡先） 地域支援訪問事業所 電話 57-6016

8 緊急時における対応方法

サービスの提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

9 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び観音寺市へ連絡するとともに、必要な措置を講じます。

10 損害賠償保険への加入

本事業所は、以下の損害賠償保険に加入しています。

加入保険会社名 全国社会福祉協議会『福祉サービス総合補償』

賠償内容 訪問時の事故（利用者の過失によるものは対象外）

11 秘密の保持と個人情報の保護

- (1) サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族の方に関する秘密及び個人情報については、正当な理由なく第三者に漏らしません。
- (2) この守秘義務は、サービス提供を止めた後においても継続します。
- (3) 利用者から予め文書で同意を得た場合は、サービス担当者会議等において個人情報を利用できるものとします。

12 苦情相談窓口

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、本事業所の次の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	苦情受付担当者 観音寺市社会福祉協議会総務課長 後藤洋平 電話 0875-25-7773 FAX 番号 0875-25-7736
---------	---

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、次の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	観音寺市健康福祉部高齢介護課 電話番号 0875-23-3968 FAX 番号 0875-23-3929 対応時間 午前8時30分から午後5時15分まで 月曜日から金曜日まで（休日、年末年始を除く）
--------	--

13 サービス利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、次のとおりです。

- (1) サービス提供の際、本事業所の従業者は次の業務を行うことができませんので、あらかじめご了承ください。
 - ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 身体介護
 - ③ 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など金銭に関する取扱い
 - ④ 他の家族の方に対する援助（食事の準備など）
- (2) 本事業所の従業者等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに本事業所の担当者へご連絡ください。